

実需給 2024 年度に係る容量拠出金の年次精算について（案）

容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）について、実需給年度の容量拠出金のうち未回収となった金額と容量確保契約に基づき経済的ペナルティとして受領した金額を年次精算することとしている。

本機関は、実需給 2024 年度に係る容量拠出金の未回収分について、定款第 55 条の 2（容量拠出金）第 1 項および第 5 項の規定に基づき、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対して請求を行う。

また、本機関は、実需給 2024 年度に係る経済的ペナルティとして受領した金額について、業務規程第 32 条の 41（ペナルティ）第 3 項の規定に基づき、小売電気事業者たる会員に対して還元を行う。

1. 「2024 年度 容量拠出金の未回収分」

2024 年度の容量拠出金の未回収分（追加請求総額）は 1,071,802 円（税抜）。

その内訳は別紙 1-(1) のとおりで、各会員への追加請求額は別紙 2 のとおり。

[参考] 2024 年度 容量拠出金（1,554,145,100,912 円（税抜））の未回収分 概要

○一般送配電事業者・配電事業者

容量拠出金 請求総額	133,690,414,038 円（税抜）
うち未回収分（精算対象）	0 円（税抜）

○小売電気事業者

容量拠出金 請求総額	1,420,454,686,874 円（税抜）
うち未回収分（精算対象）	1,071,802 円（税抜）

2. 「2024 年度 受領した経済的ペナルティ等」

2024 年度分の受領した経済的ペナルティ等（還元総額）は 48,437,112,594 円（税抜）。

その内訳は別紙 1-(2) 及び別紙 1-(3) のとおりで、各会員への還元額は別紙 2 のとおり。

[参考] 2024 年度 受領した経済的ペナルティ等 概要

○容量確保契約金額・実需給期間中の経済的ペナルティ等

容量確保契約金額	1,554,145,100,912 円（税抜）
実需給期間中の経済的ペナルティ等	48,037,456,602 円（税抜）
うち受領分（精算対象）	47,742,251,928 円（税抜）

（参考）未回収分：295,204,674 円（税抜）

○市場退出時の経済的ペナルティ

市場退出時の経済的ペナルティ	694,860,666 円（税抜）
うち受領分（精算対象）	694,860,666 円（税抜）

### 3. スケジュール

- 2025年11月28日 「追加請求額通知書」及び「還元額通知書」の発行(会員情報管理システムにより発行)
- 12月4日 異議申立〆切
- 2026年1月9日 請求書・支払通知書発行(2025年度10月分容量拠出金額と合算のうえで会員情報管理システムにより発行)
- 2月6日 振込期日(2025年度10月分容量拠出金額と合算)

#### 【添付資料】

- 別紙1-(1) : 「2024年度 容量拠出金・未回分」内訳
- 別紙1-(2) : 「2024年度 容量確保契約金額・経済的ペナルティ等」内訳
- 別紙1-(3) : 「2024年度 実需給期間前の入金総額」内訳
- 別紙2 : 「2024年度 容量拠出金の年次精算」算定結果
- 別紙3 : 容量拠出金年次精算の算定方法&事業者向け説明会資料

別紙1-(1)(2)(3)および2は「情報管理規程」第4条(情報の格付の区分)の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。

#### 【参考】関連規定

##### <定款>

##### 第55条の2(容量拠出金)

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

- 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金(容量拠出金の未回収分を含む。)の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

##### <業務規程>

##### 第32条の41(ペナルティ)

本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者(以下「ペナルティ対象事業者」という。)に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。

- 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。
- ア 容量確保契約が解除又は解約となった場合
- イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合
- ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、供給力を提供でき

なかった場合

2 本機関が業務規程第32条の21の規定により追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイに掲げる条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウまでのいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。

ア 追加オークションが開催されない場合

イ リリースオークションが実施される場合

ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できた場合

3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員（容量拠出金の滞納又は不当な減額（以下「滞納」という。）を行った小売電気事業者たる会員を除く。）へ還元する。

以上

# 容量拠出金年次精算 算定方法・事業者向け説明資料

2025年11月26日  
需給計画部 容量市場センター

# 2024年度年次精算の概要\_容量拠出金の追加請求及び還元について

	合計 [円]	小売電気事業者 [円]	一般送配電事業者 [円]
容量拠出金 請求総額	1,554,145,100,912	1,420,454,686,874	133,690,414,038
容量拠出金 入金総額	1,554,144,029,122	1,420,453,615,084	133,690,414,038
容量拠出金 未回収額	1,071,802	1,071,802	0
<b>追加請求総額</b>	<b>1,071,802</b>	<b>1,071,802</b>	<b>0</b>

メインオークション約定時点

1,598,741,200,454 円

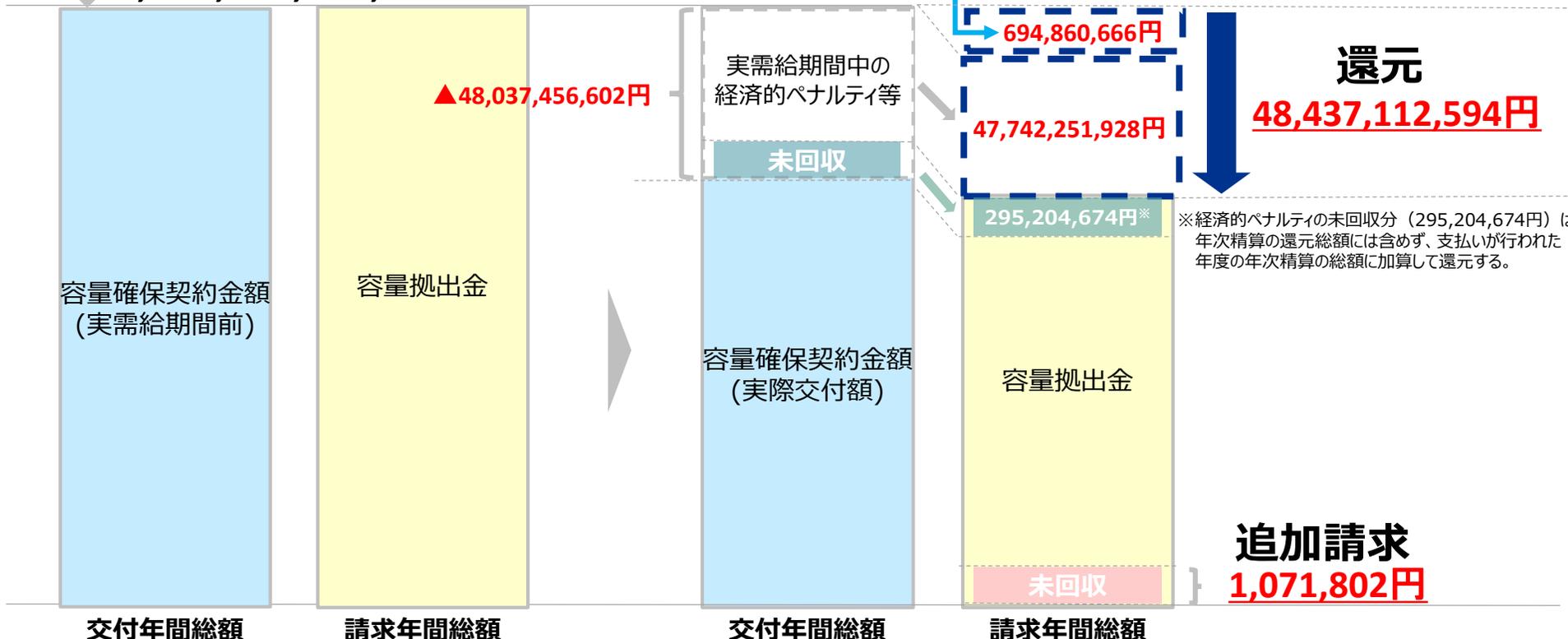
実需給期間前の  
容量確保契約金額  
減少分

▲44,596,099,542円

市場退出時の  
経済的ペナルティ  
694,860,666円

1,554,145,100,912 円

	合計 [円]
実需給期間中の経済的ペナルティ等 うち受領済分	48,037,456,602
市場退出時の経済的ペナルティ	694,860,666
<b>還元総額</b>	<b>48,437,112,594</b>



**還元**

**48,437,112,594円**

※経済的ペナルティの未回収分（295,204,674円）は、年次精算の還元総額には含めず、支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元する。

**追加請求**

**1,071,802円**

交付年間総額

請求年間総額

交付年間総額

請求年間総額

**容量拠出金請求開始時点**

**年次精算時点**

## 追加請求総額

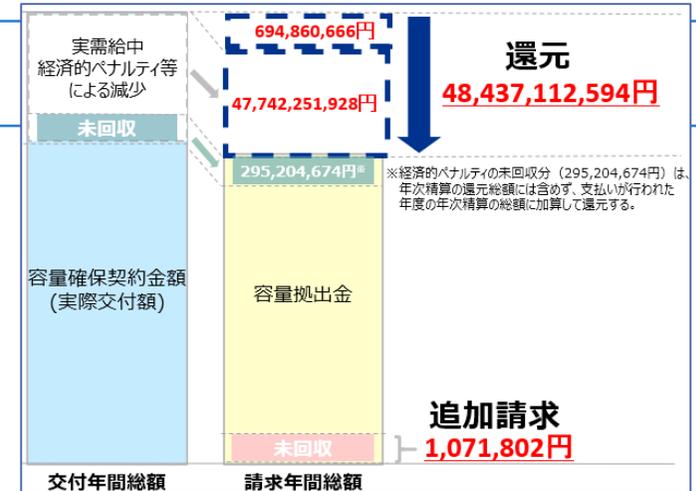
	合計 [円]	小売電気事業者 [円]	一般送配電事業者 [円]
容量拠出金 請求総額	1,554,145,100,912	1,420,454,686,874	133,690,414,038
容量拠出金_入金総額	1,554,144,029,122	1,420,453,615,084	133,690,414,038
容量拠出金 未回収額	1,071,802	1,071,802	0
<b>追加請求総額</b>	<b>1,071,802</b>	<b>1,071,802</b>	<b>0</b>

- ✓ 「容量拠出金 請求総額」約1.55兆円に対し、「容量拠出金 未回収額」約1.1百万円。(未回収率は約0.00008%)
- ✓ 一般送配電事業者における容量拠出金の未回収額は0円のため、一般送配電事業者は追加請求の対象外となる。
- ✓ 未回収分は、年次精算後に受領した場合、受領した年度の年次精算の総額に加算して還元を行う。

## 還元総額

	合計 [円]
実需給期間中の経済的ペナルティ等	48,037,456,602
うち受領済分	47,742,251,928
市場退出時の経済的ペナルティ	694,860,666
<b>還元総額</b>	<b>48,437,112,594</b>

(参考)実需給期間中のペナルティの未回収分：295,204,674円



- ✓ 還元の対象は小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む）のみ。（一般送配電事業者は対象外）
- ✓ 「容量確保契約金額 実需給前時点」約1.55兆円に対し、経済的ペナルティ等は約480億円。(経済的ペナルティ等の比率は約3%)
- ✓ 経済的ペナルティ等のうち未回収額は約3.0億円。(経済的ペナルティ等に対する未回収率は約0.6%)
- ✓ 「実需給期間中の経済的ペナルティ等」のうち未回収分は、還元の対象とならないため年次精算の還元総額には含めない。
- ✓ 未回収分は、年次精算後に受領した場合、受領した年度の年次精算の還元総額に加算して還元を行う。
- ✓ 「市場退出時の経済的ペナルティ」約6.9億円は、市場退出に伴って受領したペナルティのため、還元総額に含める。

■ 容量拠出金年次精算に関する計算式は以下。（いずれも税抜額）

- 追加請求額 = 未回収額 ×  $\frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^{\ast}}$
- 還元額 = 経済的ペナルティ額等 ×  $\frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^{\ast}}$
- 当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額<sup>※</sup> = 1,420,439,598,696円

※：年次精算対象外の事業者（2025年3月31日時点で会員でない事業者・2025年10月31日時点で容量拠出金の滞納がある事業者）は対象から除く

- 未回収額に伴う追加請求額と経済的ペナルティ額等に伴う還元額をそれぞれ算定し、事業者に通知したうえで、還元額から、追加請求額及び年次精算の対象月となる対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書を発行する。

【A社(≠最大事業者)における当該年度の容量拠出金実際支払額が30,000,000,000円の場合の例】（※いずれも税抜額）

■ 追加請求額 = 未回収額 ×  $\frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}}$

= 1,071,802円 ×  $\frac{30,000,000,000\text{円}}{1,420,439,598,696\text{円}}$  2.112…%(端数処理なし)

= 22,636.69…円

= **22,637円** 事業者ごとの追加請求額の小数点以下は四捨五入

---

= 22,637 ± α円 事業者ごとの小数点以下四捨五入処理による、追加請求総額との差額（α円）は配分比率が最大となる事業者で調整 最大事業者のみ

■ 還元額 = 経済的ペナルティ額等 ×  $\frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}}$

= 48,437,112,594円 ×  $\frac{30,000,000,000\text{円}}{1,420,439,598,696\text{円}}$  2.112…%(端数処理なし)

= 1,023,002,582.54…円

= **1,023,002,583円** 事業者ごとの還元額の小数点以下は四捨五入

---

= 1,023,002,583 ± β円 事業者ごとの小数点以下四捨五入処理による、還元総額との差額（β円）は配分比率が最大となる事業者で調整 最大事業者のみ

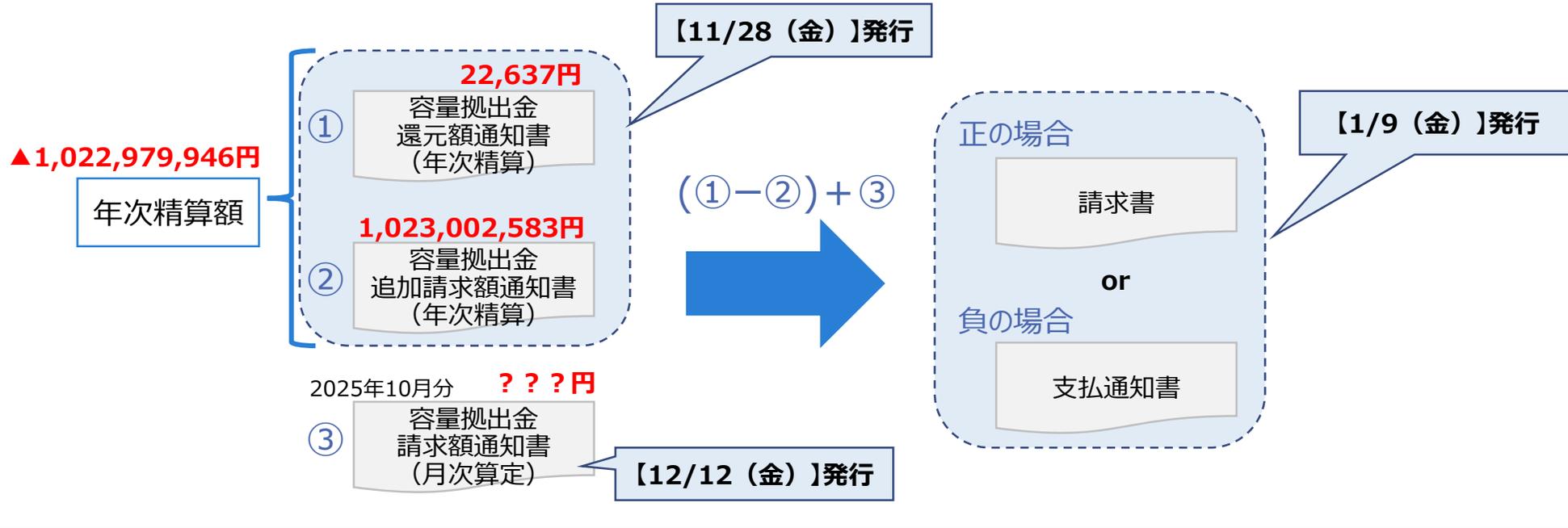
  

■ 年次精算額 = 追加請求額 - 還元額

= 22,637円 - 1,023,002,583円

= **▲1,022,979,946円（還元）**

【A社(≠最大事業者)における当該年度の容量拠出金実際支払額が30,000,000,000円の場合の例】



# 《参考》 容量市場の在り方に関する検討会資料

第67回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料5  
2025年9月1日開催 より抜粋

## 2. 年次精算の概要

### 年次精算の対象

- 容量市場の実需給期間の業務の中で、容量拠出金の取引を行う仕組みとして、**年次精算による還元と追加請求の取引**が設定されている。
- 年次精算は容量拠出金の取引が対象となることから、**小売電気事業者や一般送配電事業者、配電事業者と行う取引**となる。

	事業者	概要
還元	小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む)	容量提供事業者から受領した経済的ペナルティの総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に還元
追加請求	小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む)	小売電気事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に追加請求
	一般送配電事業者、配電事業者	一般送配電事業者、配電事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、一般送配電事業者、配電事業者たる会員に追加請求

## 2. 年次精算の概要

### 2024年度の年次精算の実施スケジュール

- **2024年度の年次精算は2025年11月1日の算定開始を予定している。**
- **年次精算の対象は、公平性や実務の簡便性に鑑み、以下の条件を満たす事業者とする。**
  - ✓ 2025年3月31日時点で会員であること
  - ✓ 2024年度容量拠出金について、2025年10月31日時点で滞納がないこと
- **年次精算の通知は11月17日以降に行うことを予定している。**

2025年11月より算定開始、11月中旬以降に還元金額・追加請求金額を通知  
2026年1月9日に支払通知書または請求書を発行（2025年10月分容量拠出金と合算）  
2026年2月6日が支払期日または請求期日

	2025年										2026年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
2024年度 3月分 容量拠出金				▼ 6/10(火) 請求日	▼ 7/9(水) 納入期日	▼ 8/8(金) 催告書指定期日						
2024年度 3月分 ペナルティ					▼ 7/28(月) 請求日	▼ 8/29(金) 入金期日						
2024年度 年次精算		▼ 3/31(月) 会員資格の 確認日						▼ 10/31(金) 滞納額の 確認日	← 算定期間 →	▼ 11/17(月)以降に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書		
2025年度 10月分 容量拠出金										▼ 12/12(金) 通知日	▼ 1/9(金) 支払額通知書・ 請求書発行日	▼ 2/6(金) 支払期日・ 請求期日

（2024年度）  
実需給年度  
終了

11月1日  
年次精算の算定開始

差額を反映

## 2. 年次精算の概要

### 年次精算の具体的な取引内容

- 2024年度の容量拠出金に係る「還元金額」および「追加請求金額」は、「2025年10月分の容量拠出金の請求金額」と合算して支払や請求の取引を行う。

#### <具体的な取引内容>

「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して支払金額あり	「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して請求金額あり
小売電気事業者の登録口座へ振込※1	月次の取引と同様に 小売電気事業者や一般送配電事業者等に請求※2

※1 振込手数料は事業者負担とされているところ、**支払金額が少額で振込手数料を下回る場合、事業者が受け取れる金額が存在しないので、当該の支払金額は事業者への支払いを行わない**  
なお、**支払いを行わなかった金額は翌年度の年次精算で還元金額の総額に合算して還元する**(小売電気事業者の全体を対象として還元)

※2 当該の小売電気事業者等に2025年10月分の容量拠出金の請求が無い場合は、年次精算単体での請求書を発行する

### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方 還元先や請求先が存在しないケース等

- 通常取引においては例外的なケースとなるが、年次精算の業務フローで、通常の業務運用以外のケースの場合、2024年度に開始した実需給期間の業務手順を参考としながら整理を行うことが考えられる。
- 具体的には、還元先や請求先に関するケースなどを想定した対応方法等について、以下の表にもとづいて業務運用を行うことを予定している。

状況	対応
<b>還元先が存在しない場合</b> (2025年4月以降に脱退した会員等※)	<b>次年度の年次精算の還元の総額に加算する</b> (次年度の年次精算で事業者全体に還元)
<b>請求先が存在しない場合</b> (2025年4月以降に脱退した会員等※)	<b>次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する</b> (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)
<b>請求しても納入されない場合</b>	次年度の年次精算までに納入されない場合、 <b>次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する</b> (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)

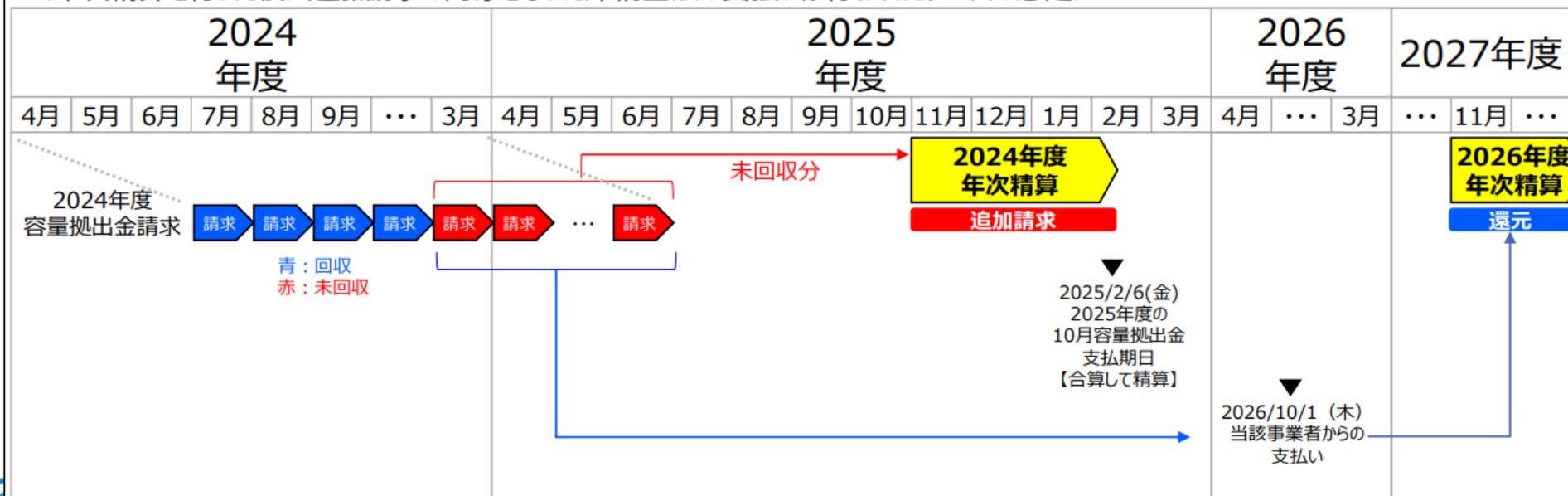
※ 当該の小売電気事業者等が会員である場合は、還元先あるいは請求先が存在するとして想定

### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方

年次精算後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケース（容量拠出金）

- 容量拠出金の支払いは小売電気事業者等が求められているものであり、容量拠出金の滞納が生じた場合、**年次精算(追加請求)に関わらず、滞納を生じさせた事業者は市場管理者に対して適切に支払うことが求められる。**
- **年次精算(追加請求)を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合**、容量市場では毎年度に年次精算を行う仕組みとしていることから、**滞納金額の支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元**を行うことが考えられる。

<年次精算を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースの想定>



### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方

13

年次精算後に還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケース（経済的ペナルティ）

- 容量確保契約において容量提供事業者への経済的ペナルティが発生し、市場管理者がその金額を受け取った場合、年次精算で小売電気事業者等へ還元する仕組みとしていることから、経済的ペナルティの支払いが滞った場合における滞納金額は、年次精算での還元の対象とならない。
- 年次精算(還元)を行った後に、還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合、容量拠出金のケースと同様に、支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元を行うことが考えられる。